

平成十六年一月十六日受領  
答弁第二一〇号

内閣衆質一五八第二〇号

平成十六年一月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出自ら勤務する特定郵便局へ土地・建物を貸す特定郵便局長に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出自ら勤務する特定郵便局へ土地・建物を貸す特定郵便局長に関する質問に対する答弁書

一について

特定郵便局には、日本郵政公社（以下「公社」という。）がその局舎の用に供する建物及び土地を所有しているものと、公社がその局舎の用に供する建物又は土地（以下「建物等」という。）を借り入れているものがあるところ、特定郵便局の数は、平成十五年三月末現在で一万八千九百四十一であり、そのうち、建物等を借り入れている特定郵便局（以下「借入特定郵便局」という。）の数は、一万七千五百六十六である。借入特定郵便局のうち建物等の賃貸人が当該借入特定郵便局の長であるものの数は、五千七百九十八であり、借入特定郵便局の三十三・一パーセントである。

また、平成十五年三月末現在、借入特定郵便局の建物等の賃貸人である当該借入特定郵便局の長のうち旧郵政省又は総務省（郵政事業に関する事務を所掌する部局又は機関に限る。）若しくは旧郵政事業庁の職員から任用されたものの数は四千百二十三人であり、それらの者以外から任用されたものの数は千六百七十五人である。

## 二について

特定郵便局の建物等の借入れに当たって賃貸人が特定郵便局長であるか否かは一切考慮されず、特定郵便局の建物等の借入先として適切なものを選定した結果として当該建物等の賃貸人が当該特定郵便局の長であるものの比率が平成十五年三月末において三十三・一パーセントになっているものと公社においてはお考えしているとある。

また、特定郵便局長の任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等の規定にとり、能力の実証に基づきこれを行ってきたところであり、特定郵便局の建物等の賃貸人を特定郵便局長に優先的に任用するようなことはない。

## 三について

借入特定郵便局の建物等の賃貸人である当該借入特定郵便局の長に対して平成十四年度に支払われた賃貸料の年額の平均は約四百九十四万円であり、平成十五年三月に支払われた賃貸料の月額の平均は約四十万円である。また、「平均年収」とは、当該借入特定郵便局の長に対して支払われた給与の年額を指すものと考えられるところ、平成十四年に支払われた当該額の平均は約九百十五万円である。

#### 四及び五について

借入特定郵便局の賃貸借料は、賃貸人がだれであるかにかかわらず、不動産鑑定士から適切なものという意見を受けている算出基準に基づいて算出しているところであり、具体的には、一般の建物等を借り入れる場合は、建物の工事費、土地の固定資産税評価額等を基に減価償却費、資本利子、修繕費等の構成要素ごとに算出した額を合計すること等により、また、一定の要件を満たすビルの全部又は一部を借り入れる場合には、近傍類似の建物の賃貸借料等の平均額に一定の調整率を乗じること等により算出している。この賃貸借料の算出基準については、土地の固定資産税評価額の評価替え等に対応し、三年ごとに見直しを行ってきており、最近では、平成十五年三月に改定され、平成十六年一月から実施されることとなつて

いる。

平成十五年三月に借入特定郵便局の建物等の賃貸人である当該借入特定郵便局の長に支払われた賃貸借料の総額は約二十三億千七百八十五万円となつており、前述のとおり、公社においては、当該賃貸借料は、一定の算出基準に基づいて算出しているところであり、適切なものと考えていると承知している。

また、平成五年四月から平成十五年十二月までの間において借入特定郵便局の建物等の賃貸借料に關し不適切なものとして會計検査院からの指摘を受け、又は關係者に対する国家公務員法に基づく懲戒処分その他の処分が行われた事例の概要は別表のとおりであるが、これらの事例はいずれも前述の算出基準に基づく適正な賃貸借料の算出及び支払が行われていなかったものであることから、これらの不適切な事例については同表のとおり改善対策を講じ、当該算出基準に基づく適正な賃貸借料の算出等に努めていくこととしている。

事例	概要	改善対策
<p>一 工事費の過大報告による賃貸借料の不正受領</p>	<p>賃貸人が建物の工事を実施した際に、実際に要した工事費について、過大な金額が記載された領収書又は金額を過大に改ざんした領収書を地方郵政局（当時）（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に提出し、賃貸借料を不正に受領した。</p>	<p>賃貸人が実施した新築工事、模様替工事等に係る実際に要した工事費について、金融機関へ支払った払込証等の写しに賃貸人が原本証明を付記して提出させることとする。により、確認を強化した。</p>
<p>二 局舎の用に供する土地の一部売却による賃貸借料の過払</p>	<p>局舎の用に供する土地の一部が第三者に売却されていたにもかかわらず、それを賃貸借料の算定の際に対象面積に算入していたため、賃貸借料を過大に支払っていた。</p>	<p>① 局舎の用に供する土地及び建物の図面等を郵便局に送付し、現況確認を実施するとともに、それらに変更があった場合には、速やかに地方郵政局（当時）に報告するよう郵便局長を指導した。 ② 地方郵政局（当時）の職員が郵便局に赴き、現況の確認を実施した。</p>
<p>三 転貸局舎における賃貸借料の詐取、不正受領及び過払</p>	<p>① 転貸局舎（賃貸人が他人から借り入れた土地に建物を建てて賃貸している局舎又は賃貸人が他人から借り入れたビルの全部若しくは一部に模様替工事を行い、賃貸している局舎をいう。以下同じ。）において、土地又はビルの所有者等と建物等の賃貸人との間の賃貸借契約（以下「原契約」という。）の契約書に記載された賃貸借料又は保証金等について虚偽の報告を行い賃貸借料を不正に受領した。 ② 転貸局舎の賃貸人に対する地方郵政局（当時）の説明不足により、賃貸人において原契約の改定時に地方郵政局（当時）に報告しなければならぬという認識が不足し、その報告がされなかったことに起因して、賃貸借料を過大に支払っていた。 ③ 転貸局舎について、地方郵政局（当時）の職員として賃貸借料の算出時の事務的な誤りにより、結果として賃貸借料を過大に支払っていた。</p>	<p>① 他人が所有するビルの全部又は一部を借り入れて特定郵便局の用に供する場合には、公社がビル所有者等との間で直接賃貸借契約を締結することとし、転貸局舎としての借入れは行わないこととした。 ② 転貸局舎に係る原契約における賃貸借料や保証金等の額については、従来は三年ごとの定期的な契約改定の際に原契約の契約書の写し等によって確認していたが、これに加えて、毎年定期的に支払状況を確認するなど、監査を強化することとした。 ③ 転貸局舎に係る原契約を改定した際に地方郵政局（当時）に報告しなければならないことが賃貸人に徹底されていなかったため、賃貸人に対して、文書でもって、原契約を改定した際の支社に対する報告の義務付けを明確にした。 ④ 契約改定時の賃貸借料の算出に当たり、複数の職員による確認を行うこととしたこと、既存の契約内容を監査する専門の部署を設けたことなど、借入事務の執行体制を強化した。</p>